

# お知らせ

城里町役場（代表）

☎ 029-288-3111

## お知らせ

### 令和3年城里町成人式を 開催します

令和3年城里町成人式を次のとおり開催します。

**日時** 令和3年1月10日(日)

午後2時から

※受付／午後1時30分から

**場所** コミュニティセンター・城

里ホール

### 対象者

①町に住居登録されている方で、

平成12年4月2日から平成13年

4月1日までに生まれた方

②平成28年3月に町内の中学校を卒業した方

### 感染症対策について

○原則、新成人以外の方(家族・友人等)は会場に入場できません。

○発熱や風邪の症状がある場合には、出席を自粛してください。

○当日は、検温、マスクの着用、

手指の消毒、社会的距離の確保、

会場内の換気にご協力ください。

検温時に、37.5度を超えた場合は、出席をお断りいたします。

○一部規模を縮小して開催します。

※対象者には11月中旬に案内状を送付致します。

11月末日までに届かない場合には、問合せ先までご連絡ください。

**問合せ** 教育委員会事務局

☎ 029-2888-3135

### 第16回城里町マラソン大会の 中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮した結果、12月6日(日)に開催を予定していた「第16回城里町マラソン大会」を中止とさせていただきます。楽しみにされていた皆様には、大変申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

**問合せ** 教育委員会事務局

☎ 029-2888-3135

### 11月11日～17日は 「税を考える週間」です

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。特に、毎年11月11日～17日は「税を考える週間」として、集中的に広報広聴活動を実施しています。

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取り組みについて紹介しています。ぜひ、国税庁ホームページをご覧ください。

**問合せ** 水戸税務署

☎ 029-2331-4214

🌐 <https://www.nta.go.jp>

## 相談

### 11月は児童虐待防止 推進月間です

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」としています。

「いうことを聞かないので頬を叩いた」「いたずらをしたので、長時間正座させた」等は、すべて体罰です。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、福祉こども課、または保健福祉センターにご相談ください。

**問合せ** 福祉こども課

☎ 029-353-7265(直通)

常北保健福祉センター

☎ 029-240-6550

### 歯のなんでも電話相談

一般社団法人茨城県保険医協会では、歯医者さんに聞けないことや子どもの歯の悩み、ブラッシングの仕方など、歯に関する悩みを抱える方を対象に無料電話相談が実施されます。匿名での相談となります。お気軽にご相談ください。

**日時** 11月15日(日)

午後1時～4時

**相談先・問合せ** 一般社団法人

茨城県保険医協会

☎ 029-823-7930

広告



## 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を減免できる場合があります。

- **対象者** ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯  
②主たる生計維持者の収入が前年の3割以上の減少などが見込まれる世帯

- **減免額** ①の場合：全額を免除  
②の場合：主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた割合を減額



- **減免対象** 令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限が設定されている保険税(料)

- **申請方法** 電話請求、または町ホームページから入手した申請書に必要事項を記入し、令和3年3月31日までに健康保険課へ提出してください。感染拡大防止のため、郵送申請にご協力ください。

※申請される方は、必ず事前に健康保険課までお問い合わせください。

**申請先・問合せ** 健康保険課 ☎029-288-3111(内線142・144) 🌐<http://www.town.shirosato.lg.jp/>

### 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

## 新型コロナウイルス感染症にともなう傷病手当金について

国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者が、新型コロナウイルスへの感染もしくは感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

- **支給対象者** 次の①～③の全てに該当する方

- ①国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方      ②給与等の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方

- **支給対象となる日数** 療養のため労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日(4日目)から労務に服することができない期間のうち、本来の就労を予定していた日数。

- **支給額** (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) ×  $\frac{2}{3}$  × 支給対象となる日数  
※1日あたりの支給額については上限があります。

- **適用期間** 令和2年1月1日～12月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間  
※入院が継続する場合などは、最長1年6か月まで

- **申請方法** 電話請求、または町ホームページから入手した申請書に必要事項を記入し、令和3年3月31日までに健康保険課へ提出してください。感染拡大防止のため、郵送申請にご協力ください。

※支給の対象となるか確認したい場合は、健康保険課へご相談ください。

**申請先・問合せ** 健康保険課 ☎029-288-3111(内線143・144) 🌐<http://www.town.shirosato.lg.jp/>

広告

### ホロルの湯からのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1時間短縮で営業しています。

◆ **営業時間** 10:00～20:00 (最終入場受付19:00)

◆ **休館日**

11月2日(月)、9日(月)、16日(月)、24日(火)  
30日(月)、12月14日(月)、21日(月)、28日(月)

【機械設備点検】12月7日(月)～11日(金)

**問合せ** ホロルの湯 ☎029-288-7775